



概要解説

改正監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」公開草案

監査・保証基準委員会
グループ監査起草委員会 起草委員長
五十嵐 勝彦

日本公認会計士協会 研究員
大生川 輝正

I はじめに

2022年4月、国際監査・保証基準審議会(The International Auditing and Assurance Standards Board:IAASB)は、主に以下の事項を見直すことを目的として、ISA 600(Revised), Special Considerations- Audits of Group Financial Statements(Including the Work of Component Auditors)(以下「改訂ISA 600」という。)を公表した。

- (1) 品質管理への積極的な取組み(リスクに基づくアプローチ、グループ監査品質の管理と達成、情報又は人へのアクセス制限、重要性)
- (2) グループ監査基準の目的適合性の維持(適用範囲、他の基準との連携、監査調書)
- (3) グループ監査人と構成単位の監査人の強固な双方向のコミュニケーションの強調
- (4) 職業的懐疑心の重要性の強調
- (5) 適用の柔軟性(Scalability)への対応

日本公認会計士協会では、改訂ISA 600をベースとした改正監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」の公開草案を2022年10月に公表し、現在コメントを募集中である。本稿では、本公開草案の主な内容について解説する。なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることを申し添える。

II 改正監査基準報告書 600 「グループ監査における特別な考慮事項」公開草案の概要



改正監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」公開草案(以下「改正監基報 600 公開草案」という。)は、改訂 ISA 600 をベースに策定しており、グループ監査における特別な考慮事項を記載している。

(※本章内の()内の項番は改正監基報 600 公開草案の項番を示している。)

1. 監査基準報告書 600 の名称変更

現行の監査基準報告書 600(以下「現行監基報 600」という。)の名称は「グループ監査」である。監査基準報告書 600 は、監査基準報告書に基づき監査を実施する際、他の報告書もグループ監査において当然に適用されることを前提とした上で、さらにグループ監査を実施するに際して遵守すべき追加的な要求事項及び適用指針を提供している点を強調するため、監査基準報告書の名称を「グループ監査における特別な考慮事項」と変更するものである。

2. 品質管理への積極的な取組み (リスクに基づくアプローチ (Risk Based Approach))

「リスクに基づくアプローチ」という用語自体は改正監基報 600 公開草案の本文中で使用されていないが、グループ監査におけるリスク・アプローチの一層の強化を図る概念であり、具体的には以下のような改正内容として反映されている。

(1) 重要な構成単位概念の廃止

改正監基報 600 公開草案においては、現行監基報 600 のグループ監査における重要な構成単位概念を廃止し、グループ監査人が、グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクを識別及び評価し、評価したグループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクに基づき、リスク対応手続を立案し実施することとなる(第 13 項(2))。当該変更は、監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」及び監査基準報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」との整合性をより強化する目的であり、グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクの識別及び評価により焦点を当て、評価したリスクに対してリスク対応手続を実施することが強調されるとともに、十分かつ適切な監査証拠を入手することに、より焦点が当てられている。

重要な構成単位概念は廃止されたものの、構成単位という概念及び識別した構成単位ごとに作業の実施範囲を決定するという考え方は残っており、構成単位毎に作業が行われることが多いグループ監査の実務を考慮していることに変更はない。本公開草案において、構成単位は「グループ監査における監査手続の計画及び実施を目的として、グループ監査人により決定される企業、事業単位、機能若しくは事業活動又はそれらの組合せ」と定義し(第 14 項(2))、複数法人やシェアード・サービス・センターを一つの構成単位にするなど、グループ監査人は、評価したグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクに対応するために、監査手続の計画及び実施のための適切な構成単位を識

別し、監査の作業を実施する構成単位を決定することが求められる(第5項及び第22項(1))。また、適用指針において、作業を実施する構成単位の決定は、監査人の職業的専門家としての判断に係る事項であることを説明し、当該判断に影響する事項の例示として、構成単位における資産・負債・取引の性質及び金額を含めている(A51項)。

さらに、グループ監査の多くの場合において構成単位の監査人の関与が重要となることから、グループ監査人の責任がより強調される一方で、グループ監査において構成単位の監査人が果たす役割の重要性も強調されている。構成単位の監査人の責任を明確化するため、例えば、グループ監査人は、グループ監査の基本的な方針及び詳細な監査計画の策定に際して、構成単位の監査人が、グループ監査人の依頼に従って作業を実施することを含め、グループ監査人に協力することを確認するように、構成単位の監査人に対して要請している(第24項)。加えて、グループ監査人は、構成単位の監査人によって識別された、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について適時にコミュニケーションを行うことを構成単位の監査人に要求している(第32項(3))。

なお、グループ監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクに対応して、構成単位において以下のいずれの作業の範囲が適切であるかを決定する場合があることを、適用指針に規定している(A131項)。

- ① 構成単位の財務情報全体に対するリスク対応手続の立案及び実施
- ② 一つ又は複数の取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続の立案及び実施
- ③ 特定のリスク対応手続の実施

(2) グループ監査品質の管理と達成

グループ監査における監査品質を管理し、達成するため、監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」の要求事項をグループ監査にどのように適用するかを明確化している。具体的には、監査基準報告書 220 では、業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源が、監査チームに適時に割り当てられている、又は利用可能であるかについて判断することを監査責任者に要求しており、グループ監査では、そのような資源に構成単位の監査人が含まれることがある。これに関連し、改正監基報 600 公開草案では、グループ監査人に対して構成単位の監査人の関与の内容、時期及び範囲を決定することを要求している(第6項)。さらに、監査基準報告書 220 において、監査責任者は、指揮、監督及び査閲が監査業務の内容及び状況に対応していることを判断することが求められているが、本公開草案の A76 項では、グループ監査責任者が構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲に対して責任を負う様々な方法を例示している。これらの例は、既に完了した構成単位の財務諸表に対する監査の作業の利用をグループ監査人が計画している際にも役立つ場合がある(A11項)。

(3) 情報又は人へのアクセス制限

改正監基報 600 公開草案では、例えば構成単位の経営者によって課される制限、法令による制

限、戦争、内乱又は感染症の流行による制限を原因としてグループ監査において生じることのある、情報や人へのアクセス制限に関連した指針を設けている。アクセス制限の内容によってグループ監査人がとるべきアプローチが異なるため、例えば法令によってグループ経営者の管理が及ばない制限がある場合と、グループ経営者によって課される制限がある場合とに分けて規定している(第 20 項及び第 21 項)。また、適用指針において、情報又は人へのアクセス制限の内容や原因の例と対応する解決策の例を記載している(A38 項から A44 項)。加えて、構成単位の監査人の監査調書へのアクセスが制限されている場合についても、適用指針に記載している(A179 項から A182 項)。

(4) 重要性

① 構成単位の手続実施上の重要性

現行監基報 600 は、構成単位の監査人がグループ監査のために構成単位の財務情報の監査又はレビューを実施する場合、構成単位の重要性の基準値の決定を、グループ監査チームに対し要求している。また、構成単位の監査人がグループ監査のために構成単位の監査を実施する場合、構成単位の監査人又はグループ監査チームが決定した構成単位の手続実施上の重要性の妥当性の評価を、グループ監査チームに対し要求している。

これに対して、改正監基報 600 公開草案では、重要な構成単位概念が廃止され、グループ監査人は、評価したグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクに対処するため、十分かつ適切な監査証拠を入手できる適切なアプローチを決定することが求められる。したがって、グループ財務諸表の取引種類、勘定残高又は注記事項が構成単位ごとに細分化されている場合、監査手続を計画及び実施するために、グループ監査人は、構成単位の手続実施上の重要性を決定しなければならない。構成単位の手続実施上の重要性は、「構成単位に関連する監査手続の計画及び実施の目的で、合算リスクを適切な低い水準に抑えるためにグループ監査人が設定する金額」と定義しており(第 14 項(5))、構成単位の手続実施上の重要性は、合算リスクに対応するためにグループ・レベルの手続実施上の重要性より低くする必要がある(第 35 項(1))。なお、構成単位の手続実施上の重要性の金額は、構成単位ごとに異なる場合があり、また、個々の構成単位の手続実施上の重要性の合計は、グループ・レベルの手続実施上の重要性と一致する必要はなく、それを超える場合もある(A116 項)。

② 合算リスク(Aggregation Risk)

合算リスクについては、第 14 項(1)において「未修正の虚偽表示及び未発見の虚偽表示の合計が、財務諸表全体としての重要性の基準値を上回る可能性」と定義している。合算リスクは全ての財務諸表監査に存在するが、グループ監査の場合、構成単位ごとに細分化された取引種類、勘定残高又は注記事項に対して監査手続が実施される可能性が高いため、合算リスクを理解して対処することは特に重要である(A19 項)。

なお、合算リスクはグループ監査に限らず全ての監査に存在するため、適合修正として監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」の定義にも追加した。

3. グループ監査基準の目的適合性の維持

(1) 適用範囲

改正監基報 600 公開草案では、本公開草案の適用対象となる「グループ財務諸表」の定義を具体化し、個別財務諸表であってもグループ財務諸表の定義に該当する場合があることを明確にした。すなわち、本公開草案では、グループ財務諸表を「複数の企業又は事業単位の財務情報を含む、連結プロセスを通じて作成された財務諸表」と定義しており(第 14 項(11))、この連結プロセスには、連結財務諸表の作成のみならず、例えば支店や部門などの財務情報を集計する場合も含まれることを定義に記載している。さらに、以下の適用指針を追加することで、適用対象となるグループ財務諸表の定義を明確にしている。

- ① 複数の支店を持つ銀行等、複数の拠点で業務を展開している単一の法人において、事業単位が個別の所在地、個別の経営者又は個別の情報システム(個別の総勘定元帳を含む。)といった特性を有し、単一の法人の財務諸表の作成に際して財務情報が集計されている場合、そのような財務諸表は、グループ財務諸表の定義を満たすこと(A4 項)。
- ② 法令上の報告又はその他の経営上の目的のために、単一の法人が、複数の製品・サービスラインの財務情報を得られるように情報システムを構築することがあるものの、このような状況における企業の財務諸表は、連結プロセスを通じて複数の企業又は事業単位の財務情報を集計していないため、グループ財務諸表には該当しないこと(A5 項)。

(2) その他の監査基準報告書との連携

改正監基報 600 公開草案では、他の関連する全ての監査基準報告書がグループ監査業務に適用される必要があることを明確化し、強調している(第1項)。特に重要な基礎となる監査基準報告書としては、監査基準報告書 220、監査基準報告書 230「監査調書」、監査基準報告書 300「監査計画」、監査基準報告書 315、監査基準報告書 330 が挙げられる。それ以外にも複数の監査基準報告書を明示的に参照している。

(3) 監査調書の文書化

改正監基報 600 公開草案では、監査基準報告書 230 及びその他の関連する監査基準報告書における監査調書の要求事項との関連付けを強調する形で、監査調書に関する規定が強化されている。監査基準報告書 230 第7項に従い、グループ監査業務の監査調書は、経験豊富な監査人が、以前に当該監査に関与していなくとも実施した監査手続の種類、時期及び範囲、入手した監査証拠並びにグループ監査において生じた重要な事項について、到達した結論を理解するのに十分である必要がある。監査基準報告書 230 を適用するに当たり、グループ監査人は、以下の事項を監査調書に記載しなければならない(第 59 項)。

- ① 契約の新規の締結若しくは更新を決定する前に検討された、又は締結若しくは更新の後に生じた、グループ内の情報や人へのアクセス制限に関する重要な事項及びそのような事項への対処方法
- ② グループ監査の計画及び実施を目的としたグループ監査人による構成単位の決定の根拠

- ③ 構成単位における手続実施上の重要性の決定の根拠及び構成単位の財務情報における虚偽表示をグループ監査人にコミュニケーションを行う際の金額の基準値
- ④ 構成単位の監査人が構成単位に割り当てられた監査手続を実施するための適性及び適切な能力(十分な時間を含む。)を有しているかどうかについての、グループ監査人の判断の根拠
- ⑤ 第 30 項(3)に従ったグループの内部統制システムの理解における重要な要素
- ⑥ グループ監査人による構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲(必要な場合には第 47 項に従った追加的な構成単位の監査人の監査調書の査閲を含む。)について、それぞれの内容、時期及び範囲
- ⑦ 構成単位の監査人とのコミュニケーションに関する事項(第 32 項に従って伝達された不正、関連当事者、継続企業に関する事項及び第 45 項に従ったグループ監査人の結論に関連する事項を含む。)
- ⑧ グループ財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある事項に関する構成単位の監査人による発見事項又は結論に対する、グループ監査人の評価及び対応

通常、構成単位の監査人の監査調書をグループ監査人の監査ファイルに複製する必要はない。ただし、本公開草案によってコミュニケーションを行うことが要求される事項を含め、構成単位の監査人からのコミュニケーションにおける特定の事項の記載を補完するために、グループ監査人は、グループ監査人の監査ファイルにおいて特定の構成単位の監査人の文書を要約し、複製し又は複写を保存する場合がある(A176 項)。

4. グループ監査人と構成単位の監査人の強固な双方向のコミュニケーションの強調

グループ監査における発見リスクには、構成単位の監査人がグループ財務諸表の重要な虚偽表示の原因となり得る構成単位の財務情報の虚偽表示を発見できないリスクに加えて、グループ監査人が当該虚偽表示を発見できないリスクが含まれる。したがって、グループ監査責任者又は該当する場合にグループ監査人が、構成単位の監査人の作業に十分かつ適切に関与することを要求し(第8項)、また、職業倫理に関する規定の遵守、構成単位の監査人の適性と能力の判断、構成単位の監査人の作業のグループ監査人による適切な関与の内容、時期及び範囲の決定等に関するコミュニケーション(第 45 項、A147 項及び A78 項)を要求することにより、グループ監査人と構成単位の監査人の双方向のコミュニケーションを強化及び明確化している。

グループ監査責任者は、構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲の内容、時期及び範囲に対する責任を負っており、その考慮事項として、(1)グループ財務諸表において評価した重要な虚偽表示リスクが高い領域又は監査基準報告書 315 に従って識別された特別な検討を必要とするリスクと(2)グループ財務諸表の監査における重要な判断を含む領域を挙げている(第 28 項)。これに関連し A75 項では、構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲の内容、時期及び範囲は、業務の内容及び状況に基づいて調整されることがあるとしている。調整の要因としては、評価した

重要な虚偽表示リスク、監査の作業を実施する構成単位の監査人の適性及び能力、監査チームメンバーの所在地及び構成単位の監査人の監査調書へのアクセスを例示し、調整の具体的な内容もあわせて例示している。

5. 職業的懐疑心の重要性の強調

職業的懐疑心の適切な行使は、監査チームの行動とコミュニケーションを通じて実践されるが、これには個々の監査チームメンバーがグループ監査を通じて職業的懐疑心を行行使することの重要性を強調することが含まれる(第9項)。適用指針では、グループ監査人が、監査チームが適切に職業的専門家としての懐疑心を行行使したかどうかを確かめることや、グループ監査人としての注意すべき事項について記載している。

- (1) 構成単位の監査人を含む監査チームメンバーへの指揮、監督及びその作業の査閲(A16 項)
- (2) グループ財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある事項に関する構成単位の監査人、構成単位の経営者及びグループ経営者からの矛盾する情報に対してグループ監査人が常に注意を払うこと(A18 項)。

6. 構成単位の監査人の作業の妥当性の評価

グループ監査人は、構成単位の監査人に対して、グループ監査人と構成単位の監査人との間におけるグループ監査の結論に関連する事項(構成単位の監査人が実施した監査結果等)についてのコミュニケーションを行うよう要請しなければならない(第 45 項)。

また、グループ監査人は、構成単位の監査人とのコミュニケーションにおいて識別した重要な事項について、関係者と適宜協議を行い、構成単位の監査人とのコミュニケーションが、グループ監査人の目的に照らして十分かどうかを評価することが求められる(第 46 項)。

さらに、グループ監査人は、構成単位の監査人の作業の妥当性の評価に当たり、追加的に構成単位の監査人の監査調書を査閲する必要があるかどうか、及びその範囲について判断する必要があるが、この判断に当たり、グループ監査人は以下を考慮しなければならない(第 47 項)。

- ① 構成単位の監査人が実施する作業の種類、時期及び範囲
- ② 構成単位の監査人の適性及び能力
- ③ これまでに実施した構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲

グループ監査人は、構成単位の監査人の作業がグループ監査人の目的に照らして十分であるかどうかの評価をし、十分でない場合と結論付けた場合はどのような追加的な監査手続を実施すべきか、及びその追加的な監査手続を構成単位の監査人又はグループ監査人のいずれが実施すべきかを決定する必要がある(第 48 項)。

7. 適用の柔軟性 (Scalability) への対応

改正監基報 600 公開草案は、規模や複雑さを問わず、全てのグループ監査を対象としている。た

だし、本公開草案の要求事項は、各グループ監査の性質又は状況に照らして適用されることを意図している。例えば、グループ監査の全てをグループ監査人が実施する場合、本公開草案の要求事項の構成単位の監査人の関与を条件とする項目については関連しない。グループ監査人が監査手続を集約的に実施できる場合や、構成単位の監査人を関与させずに構成単位での監査手続を実施できる場合がこれに該当する(第10項)。

8. 定義の変更

(1) グループ監査責任者の定義の変更

「グループ監査責任者」は、グループ監査に責任を負う、監査基準報告書 220 第 12 項(1)に定める監査責任者と定義し、監査基準報告書 220 を参照するものとしている(第 14 項(10))。

(2) 構成単位の監査人の定義の変更

「構成単位の監査人」は、グループ監査の目的で構成単位に関連する監査の作業を実施する監査人をいうとし、監査基準報告書 220 第 12 項(4)を参照し、グループ監査における監査チームの一員である点を明示している(第 14 項(3))。

(3) グループ監査人の定義の新設

現行監基報 600 のグループ監査チームの概念を廃止し、これに代えてグループ監査人の定義を新設した。グループ監査人は、グループ監査責任者及び構成単位の監査人以外の監査チームのメンバーと定義している。これにより、グループ監査における監査チームは、グループ監査責任者を含むグループ監査人及び構成単位の監査人で構成されるものと考えられる。

また、グループ監査人が以下の責任を負うことを明示し、グループ監査人の責任及び重要性を強調した(第 14 項(8))。

- ① グループ監査の基本的な方針の策定及び詳細なグループ監査計画の作成
- ② 構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲
- ③ グループ財務諸表に対する意見形成のための基礎として入手した監査証拠から導かれた結論についての評価

9. その他の改正ポイント

(1) 修正済みの虚偽表示の報告

改正監基報 600 公開草案では、グループ監査人が構成単位の監査人に報告を求める事項として、構成単位の財務情報の未修正の虚偽表示に加えて、修正済みの虚偽表示を挙げている(第 45 項(5))。

構成単位全体での修正済み及び未修正の虚偽表示は、構成単位の監査人とのコミュニケーションが行われた内部統制システムの不備と併せて考慮した場合、広範囲に影響を及ぼす内部統制の不備が存在するかもしれず、また、識別した修正済み又は未修正の虚偽表示の件数が予想よりも多いことは、未発見の虚偽表示リスクがより高いことを示唆している場合があり、この結果、グルー

プ監査人は、特定の構成単位において追加的な監査手続の実施が必要であるという結論に至る場合がある(A145 項)。

なお、未修正及び修正済みの虚偽表示のうち報告を求めるものは、構成単位の財務情報において識別された虚偽表示についてグループ監査人とコミュニケーションを行う金額の基準値としてグループ監査人が決定し、構成単位の監査人とコミュニケーションを行った金額の基準値を上回るものとしている(第 35 項(2)、第 36 項及び第 45 項(5))。

(2) 専門家の業務の利用

監査基準報告書 220 では、監査責任者に対して、監査チームのメンバー及び監査人が利用する外部の専門家が、全体として監査業務を実施するための十分な時間を含む、適性及び適切な能力を有しているかを判断するよう要求している。構成単位の監査人が専門家を利用する場合、グループ監査責任者は、構成単位の監査人から情報を入手することが必要となることがある。例えば、グループ監査人は、構成単位の監査人による当該専門家の適性及び能力の評価について、構成単位の監査人と討議する場合がある(A67 項)。

(3) 結合財務諸表 (Combined Financial Statements)

従来から ISA600 において結合財務諸表の記載はあったものの、我が国において結合財務諸表の作成が求められる場面が見当たらないと考え、現行監基報 600 では結合財務諸表に関する記載は盛り込まれていなかった。現時点においても結合財務諸表を監査する実例は見当たらないものの、IFRS の概念フレームワークで結合財務諸表の定義の規定があり、結合財務諸表の作成が求められるケースが今後生じる可能性もあることから、今回の改正を機に新たに盛り込むこととした(第2項、第 14 項(11)②及び A26 項)。

(4) グループ監査責任者が監査契約を辞退する、又は解除することを禁止する法令について

上記(3)と同様に、グループ監査責任者が監査契約を辞退する、又は解除することを禁止する法令に関する記載が ISA600 にはあったものの、我が国において該当する法令は確認されなかったことから、現行監基報 600 では盛り込まれていなかった。現時点においても該当する法令は確認されていないが、リファードワークにて構成単位の監査人となる場合に影響する可能性への対応及び理解促進に意義があると考え、新たに盛り込むこととした(A46 項)。

(5) 日本独自の項番 (監査における不正リスク対応基準に関する項番)

監査における不正リスク対応基準に関連して設けられた項番については、改正前と同様に引き続き項番の冒頭に「F」を付して記載している(F31-2JP 項、F32-2JP 項、FA106-2JP 項、FA144-2JP 項、FA163-2JP 項)。

(6) 内部監査人の直接補助 (direct assistance) の禁止

監査における不正リスク対応基準に関する項番を除く日本独自の項番としては、A60-2JP 項が

該当する。これは、構成単位の監査においても内部監査人が構成単位の監査人を直接補助することがないようにするため、海外の構成単位の監査人とコミュニケーションを行うことが必要になることがある旨(監基報 610「内部監査人の作業の利用」の A4-1 項)を注意喚起する目的で現行監基報 600 と同様に記載している。

なお、本公開草案においては、ISA600(改訂)をベースに策定している中で、我が国の法令等を優先して適用しない(欠番とする)項番はない。

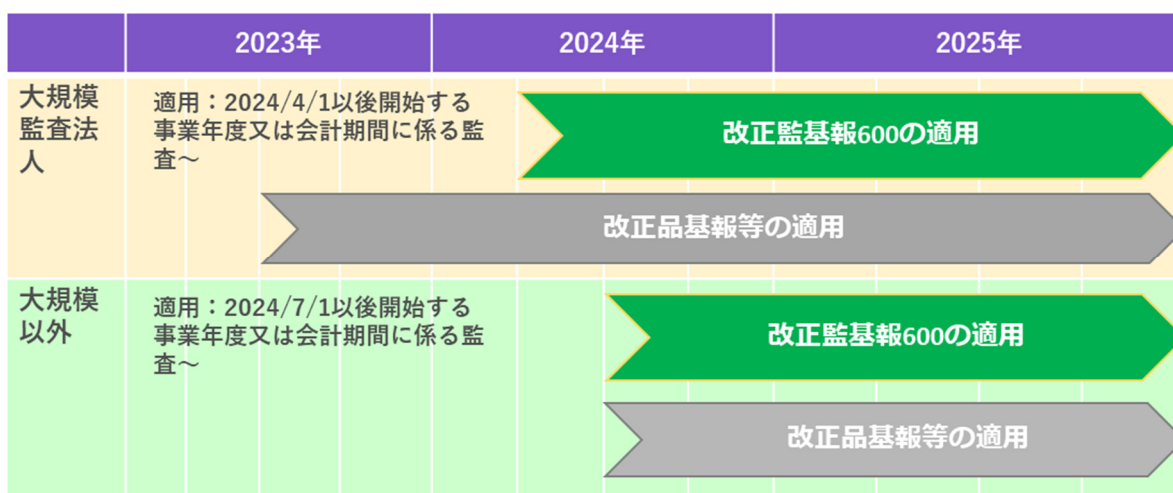


Ⅲ 適用時期

改正監基報 600 公開草案においては、2024 年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用するものとしている。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024 年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用するものとしている。

早期適用について、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げないとしているが、本公開草案の内容を早期適用する場合、改正品基報等¹と同時に適用しなければならない旨を定めている。これは、本公開草案は改正品基報等の内容を前提としていることから、本公開草案の内容を早期適用する場合、改正品基報等についても同時に適用するよう定めているものである(第 12 項)。

【適用時期のイメージ】



¹ 品質管理基準委員会報告書第1号並びに第2号及び監査基準委員会報告書 220(2022 年6月 16 日公表)

IV おわりに



本稿では、改正監基報 600 公開草案の主な概要を記載した。本公開草案では、グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクにフォーカスしたこと、構成単位の監査人がグループ監査における監査チームの一員であること、構成単位の重要性の基準値ではなく構成単位の手続実施上の重要性に概念が変わったこと、構成単位の監査人との双方向のコミュニケーションの強化など、現行監基報 600 から変更が盛り込まれており、グループ監査の状況によっては監査の計画から実施にかけて幅広く影響を与えることが考えられる。そのため、グループ監査への影響を検討し、適用に向けた前広な準備が必要になると思われる。

以 上



今回の改正監基報 600 公開草案においては、改正品基報等に引き続き、公開草案の起草方式について、以下(1)から(3)を採用している。さらに、以下(4)の変更を行っている。

(1) 項番記載について

項番については、ISAにおける項番と整合する記載としている。このため、我が国で適用していない項番については項番を繰り上げず(欠番)と記載している。また、各公開草案内における用語の定義についても、ISAと整合した原文のアルファベット順の記載としている。

(2) 我が国独自の項番について


我が国独自で設けられた項番については、項番の後に「JP」を付し、我が国独自の規定であることが明確となるよう記載している。なお、監査における不正リスク対応基準の実施に伴い設けられた項番については項番の頭に「F」を付す従来からの対応を引き続き行っているため、「F●JP項」という記載となる。

(3) 適用時期の記載について

従来各報告書の末尾に記載されていた「適用時期」の記載についても、上記(1)により、ISAにおいて記載されている項番にて適用時期を記載している。

(4) 本文末尾への適合修正に関する情報の追記について

各公表物の本文の末尾に、今回の改正が他の公表物の改正・公表に伴う所要の見直し(適合修正)である旨を示すための記載を追加している。本記載は公表物の改正経緯の補足であり、本文を構成するものではない。

*法定監査従事者の必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材	
	教材コード W030001
	研修コード 3104
	履修単位 1単位